

## 第6章 新庁舎の整備基本方針、機能、性能及び規模の設定

### 1. 新庁舎の整備基本方針

市役所周辺整備事業において先行して取り組む新庁舎の整備について、現本庁舎の課題等を踏まえ、整備基本方針を次のように設定します。

#### (1) 市民の安全・安心を支える庁舎

- ① 市民と職員が安心して利用できる安全性を備え、大規模地震等の災害発生時においても業務継続が図られるとともに、迅速な対応、復旧の拠点となる防災対応設備等の整った庁舎とします。
- ② 庁舎で管理する個人情報を守るため、不正侵入やコンピュータシステムへの不正アクセスに対する十分なセキュリティ機能を備えた庁舎とします。

#### (2) 利用者にやさしい庁舎

- ① 高齢者や障がい者をはじめとして、誰にも分かりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れ、窓口機能や相談機能の充実を図り利便性の高い庁舎とします。
- ② 市民が気軽に訪れることのできる環境を整えると同時に、市民同士の交流が図られる憩いのスペースを備えた庁舎とします。

#### (3) 経済的・効率的で環境に配慮した庁舎

- ① 本市の財政状況を考慮し、初期整備コストの抑制を図ります。また、長期的な経済性を考慮し、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、ゼロ・エネルギー・ビルを目指すなど、環境に配慮した庁舎とします。
- ② 多様化する市民ニーズや行政組織の見直しなど、将来の行政需要の変化に対応できる柔軟性を備え、効率よく質の高い行政サービスの提供が継続できる庁舎とします。